

## 【重要】所得税電子申告における地方自治体コードの欠落について

電子申告 R4 から送信した「所得税申告データ」について、一部欠落（地方自治体コードの欠落）があることが確認されました。

本件により、申告書の再送信や提出先への連絡等の対応は不要ですが、市区町村より会計事務所様宛に問い合わせがある可能性があります。

皆様に多大なご迷惑をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

### 1. 問題の内容

所得税を申告する際は、納税地と共に地方公共団体名を選択し、電子申告することとしておりますが、電子申告 R4 では、基本情報メンテナンス画面（下図）で選択した、「地方公共団体名（地方自治体コード）」を送信していないことが確認されました。プログラムの障害です。

※電子申告 R4 にて送信した場合の障害です。旧製品（InterKX 電子申告／電子申告応援）で送信している場合は問題ありません。

#### ▼基本情報メンテナンス画面（所得税申告データ）

基本情報メンテナンス画面で「地方公共団体名」を選択する（通常は、住所を入力することで自動的にセットされます）ことにより、内部的に5桁からなる地方自治体コードを設定するようでしたが、実際に送信するデータにはこのコードが欠落していました。

#### ■地方自治体コードの（税務署側の）使用方法

地方自治体コードは、税務署から各市区町村へ所得税申告データを転送するときを使用します。その際、地方自治体コードが未入力の場合は、提出先税務署の管轄する代表市区町村へ転送されるようになっています。

電子申告 R4 では、プログラムの障害により、市区町村コードを送信していないため、全ての申告データが各税務署の代表市区町村に転送されることとなります。

##### ◆例示◆上記画面例（地方公共団体名が「塩尻市」）の場合

塩尻市の場合は、提出先税務署は「松本税務署」です。

松本税務署の代表市区町村は「松本市」のため、上記画面例のデータの場合、本来は塩尻市に転送されなければいけない申告データが、松本市に転送されてしまいます。

（地方公共団体名を「松本市」としている場合は、地方自治体コードが欠落したとしても、代表市区町村である「松本市」に転送されるため、問題ありません。）

## ■誤った市区町村（代表市区町村）へ転送された申告データの対応（各市区町村）

各市区町村は、自身の自治体の住民ではない方の申告書が転送された場合、基本的には、申告書に記載された納税地や1月1日住所を確認し、印刷物を回送する対応を取ります。結果として、最終的には正しい市区町村に申告書が届きます。

### ◆例示◆上記画面例（地方公共団体名が「塩尻市」）の場合

松本市に転送されたのち、松本市側の対応により、塩尻市へ回送されます。

## 2. お客様へのお願い

上記のとおり、各自治体での対応により、最終的には申告書が正しい自治体に届く仕組みはあるため、修正申告等の対処は不要です。

ただし、送信した会計事務所様に対しまして、市区町村から問い合わせが入る可能性があります。問い合わせがあった場合には、プログラムの不備が原因であることをお伝えください。

また、メーカーからの対応が必要な場合は、メーカーより該当市区町村へ連絡させていただきますので、ご連絡先をお知らせください。

## 3. 特設窓口の開設

特設窓口を開設いたします。

本件に関するお問い合わせは下記特設窓口までお願いいたします。

### ■電子申告 R4 特設窓口

**T E L : 0 5 0 - 3 1 5 5 - 8 1 8 5**

受付時間：月～金曜日 9:00～12:00、13:00～18:00（祝日、当社指定休日を除く）

## 4. プログラムの修正予定について

本問題を修正した Ver.14.23 を発行します。

### 4-1. 発行プログラム

システム名	バージョン
電子申告 R4	14.23

### 4-2. 公開日

2015年4月6日（月）

### 4-3. 提供方法

マイページの「電子申告一括ダウンロード」のみバージョンアップを行います。

E i ボードダウンロードマネージャーについては、14.22 の提供を継続いたします。

※今回の修正版の提供は、マイページのみの公開とさせていただきます。

所得税の修正申告が発生し、電子申告 R4 を使って申告を行う場合は、お手数ですがマイページよりバージョンアップを行ってください。

以上よろしく申し上げます